建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　国興産業株式会社　槙岡　達真　広島県呉市広多賀谷１丁目９番30号　国土交通大臣許可（般―17）第16518号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アルクス　村中　健一　広島県広島市西区庚午中２―14―35－３Ｆ　国土交通大臣許可（特－19）第22241号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社赤崎興産　森本　敏生　山口県山陽小野田市大字有帆57番地　国土交通大臣許可（特―19）第22235号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社まつもとコーポレーション　松本　光雄　岡山県岡山市北区平田104―131　国土交通大臣許可(特―19)第1356号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ベースコーポレーション　前田　岸男　岡山県津山市津山口75－１　国土交通大臣許可（般－17）第21599号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月17日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社グランドコミュニティー　箕島　達巳　広島県広島市中区上八丁堀４－１　国土交通大臣許可（特―17）第21477号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６８６号

埼玉県飯能市東町11番11号
債務者　昭和興産有限会社
代表者取締役　小谷野　修
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午前11時50分

さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８８８３号

大阪市平野区加美正覚寺４丁目２番15号
債務者　株式会社ミゾハタ
代表者代表取締役　溝畑　謙造
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１８号

大阪市北区芝田２丁目１番３号梅仙堂ビル
債務者　株式会社アンペア
代表者代表取締役　久保眞知子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７６９号

大阪市大正区平尾１丁目７番１号
債務者　株式会社クボフジ
代表者代表取締役　久保　藤三
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部